

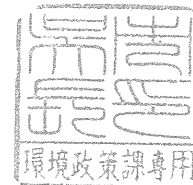
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 J&T環境株式会社  
代表取締役 露口 哲男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和5年3月27日

許可の有効年月日 令和10年3月26日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（混練）

産業廃棄物の種類

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）

汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

鉍さい

がれき類

ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）

（これらのうち、水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理

産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 混練施設

- ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置  
処理能力 燃え殻、汚泥及び鉍さい 196.8t/16時間、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及び  
がれき類 163.2t/16時間、ばいじん 187.2t/16時間
- イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置  
処理能力 燃え殻及びばいじん 243.2t/16時間

copy

(2) 保管施設

- ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器  
くず, 鉍さい, がれき類及びばいじん 59.2㎡
- イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器  
くず, 鉍さい, がれき類及びばいじん 59.2㎡
- ウ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器  
くず, 鉍さい, がれき類及びばいじん 59.2㎡
- エ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.0㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器  
くず, 鉍さい, がれき類及びばいじん 48.7㎡
- オ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 140.3㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器  
くず, 鉍さい, がれき類及びばいじん 294.0㎡
- カ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 38.5㎡, 燃え殻及びばいじん 450.0㎡, 容器保管
- キ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 18.1㎡, 燃え殻及びばいじん 225.0㎡, 容器保管

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月27日 新規許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

—有—・無